

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成24年10月12日

栃木県人事委員会委員長 平間 幸男

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、特例条例による給料の5%減額措置前の職員給与と民間給与を比較した結果、月例給については職員が民間を僅かに下回っていましたが、その較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。また、特別給（ボーナス）については、職員と民間の水準がおおむね均衡していることから、月例給と同様、改定を行わないこととしました。

一方、国に準じて、50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度の改正を行うこととしました。なお、この措置は、国における改正の実施状況を考慮した上で、直近の昇給日である平成25年4月1日から実施することとしています。

その他、給与構造改革に伴う経過措置額の取扱いについては、他県の動向を注視し、国の廃止の時期や本県の実情を踏まえ、廃止に向けて引き続き検討を進める必要があると考えます。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、勤務環境の整備、人材の育成・活用及び高齢期の雇用問題に関する課題について報告しました。

本年の勧告は水準改定はなく制度改正を内容とするものとなりましたが、人事委員会の給与勧告制度によって職員の給与を社会一般の情勢に応じた適切なものに決定することは、職員の努力や実績に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものであります。

職員においては、東日本大震災の発生以降、風評被害も含めた災害からの復旧・復興を始め、公務員としての高い使命感と誇りを持って日々職務に精励しているところですが、引き続き、効果的、効率的な公務執行や県民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じて県民の生活を支えていることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。